

グループホームなごみの郷可部運営規程

第1章 事業の目的と運営の方針

第1条（事業の目的）

社会福祉法人 正仁会（以下「事業者」という。）が開設するグループホームなごみの郷 可部（以下、「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要支援2又は要介護で認知症の状態にある利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下、「認知症対応型共同生活介護」という。）を提供することを目的とします。

第2条（運営の方針）

事業所は、介護保険法等の主旨に沿って、利用者の意思及び人格を尊重し、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下、「認知症対応型共同生活介護計画」という。）に基づき、認知症高齢者が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにします。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

第3条（事業所の名称及び所在地等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- (1) 名称 グループホームなごみの郷 可部
- (2) 所在地 広島県広島市安佐北区可部三丁目9番21号

第2章 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 1人（常勤兼務）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- (2) 計画作成担当者 1人（常勤兼務1人）
(内介護支援専門員 1人)
認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当します。
- (3) 介護従業者 19人（常勤専従15人、常勤兼務1人、非常勤専従3人）
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行います。

第3章 入居定員

第5条（入居定員）

事業所の利用者の入居定員は1ユニット9名、2ユニット計18名とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員を超えて入居することはできません。

第4章 設備及び備品等

第6条（居室）

事業所は、利用者の居室を原則個室（定員1名）とし、ただし、利用者の処遇上必要と認められる場合は、定員2名とすることができます。

第7条（食堂）

事業所は、利用者が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・イス・箸や食器類などの備品類を備えます。

第8条（その他の設備）

事業所は、設備としてその他に、居間、台所、浴室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備、その他利用者が日常生活を営む上で必要な設備を設けます。

第5章 同意と契約

第9条（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

第10条（受給資格等の確認）

事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

第6章 サービスの提供

第11条（認知症対応型共同生活介護の内容）

利用者が自立した日常生活を営むことができるように、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行います。

- (1) 生活相談
- (2) 健康チェック
- (3) 入浴
- (4) 食事
- (5) その他日常生活に必要な介護

第12条（短期利用共同生活介護）

事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供します。

- 2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とします。
- 3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めます。
- 4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する介護支援専門員が作成する居宅サービス計画又は介護予防サービス計画書の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供します。
- 5 利用者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、利用者及び家族の同意を得て、短期利

用共同生活介護の居室に利用することがあります。なお、この期間の家賃等の経費については利用者ではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担します。

第13条（サービスの取り扱い方針）

事業所は、可能なかぎり、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。

- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
- 3 事業所は、サービスを提供するに当たって、その認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
- 4 事業所は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
- 5 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を自己評価と外部評価によって行い、認知症対応型共同生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

第14条（相談及び援助）

事業所は、常に利用者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行います。

第15条（社会生活上の便宜の供与等）

事業所には、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためにレクリエーションの機会を設けます。

- 2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行します。
- 3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者と家族の交流等の機会を確保するよう努めます。

第16条（利用料及びその他の費用）

認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとします。

- 2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該認知症対応型共同生活介護及び短期利用共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。
- 3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにします。
- 4 事業者は、前2項のほか、次に掲げる費用を徴収します。

- (1) 居住に要する費用 45,000円/月（1日あたり1,500円）
ただし、月途中で退居する場合には日割り計算とし、上限を45,000円とする。
- (2) 水光熱費 18,000円/月（1日あたり600円）
- (3) 食材料費 45,000円/月
（1日あたり1,500円：朝食320円、昼食540円、夕食640円）

ただし、経管栄養等1食あたりの算定が困難な場合については日額1,500円とします。

(4) 預かり金出納管理及び代行費 3,000円/月

ただし、短期利用共同生活介護には該当しません。

(5) おむつ代、理美容代 実費

ただし、短期利用共同生活介護には該当しません。

(6) 厚生労働大臣が定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

(7) その他、認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの 実費

5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得ます。

第17条（利用料の変更等）

事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができます。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとします。

第18条（入退居に当たっての留意事項）

認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者又は要支援2であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とします。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

(2) 自傷他害のおそれがないこと。

(3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後、利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合があります。

3 事業者は、退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めます。

4 事業者は、短期利用共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ります。

第7章 留意事項

第19条（喫煙）

喫煙は、事業所内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙にご協力いただきます。

第20条（飲酒）

飲酒は、事業所内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力いただきます。

第21条（衛生保持）

利用者は、生活環境の保全のため、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持にご協力いただきます。

第22条（禁止行為）

利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。

(1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

- (2) けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

第23条（利用者に関する市町村への通知）

利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知します。

- (1) 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたときと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

第8章 従業者の服務規程と質の確保

第24条（従業者の服務規程）

従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、常に以下の事項に留意します。

- (1) 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任を持って接遇します。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を心がけます。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がけます。

第25条（利用者の権利）

事業者は、認知症対応型共同生活介護に関して以下の権利を守ります。

- (1) 独自の生活歴を有する個人として尊重し、プライバシーを保ち、尊厳を維持します。
- (2) 生活やサービスにおいて、十分な情報を提供し、主体的な決断ができるよう尊重します。
- (3) 安心感と自信を持てるように配慮し、安全と衛生が保たれた環境で生活を保障します。
- (4) 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援し、必要に応じて適切な介護を継続的に行います。
- (5) 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を行います。
- (6) 家族や大切な人との通信や交流の自由を保ち、個人情報を守ります。
- (7) 地域社会の一員として生活・選挙その他一般市民としての行為を保障します。
- (8) 暴力や虐待及び身体的・精神的拘束を行いません。

第26条（衛生管理）

事業者は、感染症の発生及びまん延防止のためのマニュアルを整備し、従業者に対し研修を行います。

- 2 従業者は、感染症の発生及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

第27条（従業者の質の確保）

事業者は、従業者の資質向上を図るため、以下についてマニュアルを整備し、研修を行います。

- (1) 認知症の利用者への対応及びケア
- (2) 利用者のプライバシー保護
- (3) 食事介助
- (4) 入浴介助
- (5) 排泄介助
- (6) 移動介助
- (7) 清拭及び整容

(8) 口腔ケア

(9) 利用者の金銭管理

第28条（個人情報の保護）

事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守します。

- 2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- 3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとします。
- 4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表します。
- 5 事業者は、個人情報の保護に係る規程を公表します。

第9章 緊急時、非常時の対応

第29条（緊急時の対応）

従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

第30条（事故発生時の対応）

事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議します。

- 2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとします。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

第31条（非常災害対策）

事業所は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努めます。

- 2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施します。

第10章 その他

第32条（地域との連携）

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努めます。

第33条（勤務体制等）

事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供できるような体制を定めます。

- 2 事業所は、従業者の資質向上のための研修の機会を設けます。

第34条（記録の整備）

事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。

- 2 事業所は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から2年または5年間保存するものとします。

第35条（苦情処理）

事業所は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業所は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業所は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、広島県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、広島県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

第36条（掲示）

事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

第37条（協力医療機関等）

事業所は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

- 2 事業所は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

第38条（身体的拘束等）

事業所は、身体的拘束等に関し、「なごみの郷 身体的拘束ゼロへのマニュアル」を定め、常に事業所内に周知徹底させ、身体的拘束ゼロを目指します。

- (1) 身体的拘束等の防止に向けて、事業所内で実施するカンファレンスにて従業者へ周知を図り、身体的拘束ゼロを実現します。また身体的拘束等による利用者及び介護者に対する弊害について適宜に全体会議の場を通じて従業者へ啓発していきます。
 - (2) 身体的拘束等を行わないことで起こりうる事故等のリスクに対し、環境面等の整備を図り安全を確保できるように努めていきます。
 - (3) 考え得るすべての代替的な方法を用いた上でも、利用者及び他の利用者の生命が危険にさらされる場合においては、所定の手続きを経たのちに、極めて限定的に身体的拘束等を実施する場合があります。
- 2 利用者の身体的拘束等を行なう必要性が生じた場合、次の内容に基づき検討を行います。
 - (1) 利用者又は他の利用者等の生命及び身体が危険にさらされる可能性が著しく高いと判断された場合。
 - (2) 身体的拘束等の行動制限を行なう以外に代替する方法が無いと判断された場合。
 - (3) 身体的拘束等の行動制限が一時的なものであること。
 - 3 事業所は、身体的拘束等を行う場合には家族に対して説明し、なおかつ説明文書にて同意する旨の署名、押印を受けることとします。
 - (1) 事業所は、身体的拘束等の解除の予定日を記載した処遇改善計画を作成し、身体的拘束等に関する説明書に基づいて利用者又は家族に説明を行います。
 - (2) 身体的拘束その他行動制限が行なわれている場合は、経過観察記録を作成します。事業者は、その記録に基づいた経過を利用者又は家族に説明を行います。
 - (3) 事業所は、解消後の身体的拘束等の妥当性の検証作業の実施及びその記録を行います。

第39条（人権の擁護及び虐待の防止のための措置）

事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとします。

- （1）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）虐待の防止を啓発及び普及するための従業員に対する研修の実施
- （5）その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

第40条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

附則 この規程は、平成30年2月1日から施行します。

令和元年10月1日 改定

令和5年12月1日 改定